

## 県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営新旭地区土地改良事業（かんがい排水事業）に係る土地改良事業計画を令和7年12月17日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営新旭地区土地改良事業（かんがい排水事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347750.html>)でも閲覧することができる
- 3 縦覧期間 令和8年1月9日から令和8年2月9日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年2月24日までに審査請求をすることができる。